

## 住宅改修における事前点検及び研修の実施【大分県九重町】

### ● 概要

- 九重町では、玖珠郡内の居宅介護支援事業所及び住宅改修事業者を対象とした住宅改修制度の研修会の開催、リハビリ専門職による住宅改修事前点検を行っている。

### ● 実施状況

#### 1. 住宅改修制度の研修会の実施

- 九重町では、玖珠郡介護保険サービス連絡会議（※）が、玖珠郡内の居宅介護支援事業所及び住宅改修事業者を対象に、住宅改修制度の研修会を行っている。

（※）玖珠郡介護保険サービス連絡会議について：平成 11 年 9 月から設置。介護保険制度の円滑な運営に向け、調査研究を行うと共に、介護保険サービスの質を高めることを目的に、九重町役場、玖珠町役場及び両町の社協、介護サービス事業所、地域包括支援センターを構成員とする。

- 当該研修会を受講することが、玖珠郡内の住宅改修事業者について受領委任払登録事業者として登録する条件としている。

#### 2. リハビリ専門職による住宅改修事前点検

- 住宅改修の事前確認のため対象家屋に訪問する際、リハビリ専門職にも同行してもらい、利用者の身体状況の点検から住宅改修の必要性について、確認・調整を行う。

実績（R3年度より実施）

R3年度	24件
R4年度	22件
R5年度	19件
R6年度	23件

令和 7 年度  
介護給付適正化に係る九州ブロック研修会

## 住宅改修における事前点検及び研修の実施

大分県九重町地域共生支援課  
介護保険グループ 日隈 毅



# 九重町の紹介

# 九重町の概要

- 面積  
271.37 km<sup>2</sup>
- 人口  
8,099人 (令和7年9月末時点)
- 高齢化率  
45.99%
- 認定率  
18.12%



# 九重町の観光名所

九重“夢”大吊橋

標高777m

高さ173m

全長390m



# 住宅改修研修会の実施



# 概 要

玖珠郡介護保険サービス連絡会議が行う玖珠郡内の居宅介護支援事業所及び住宅改修事業者を対象とした住宅改修制度の研修会

玖珠郡内の住宅改修事業者について受領委任払登録事業者として登録するにあたりを受講することを条件にしている。

# 玖珠郡介護保険サービス連絡会議について

平成11年9月、玖珠郡介護保険サービス連絡会議設置  
設置目的：介護保険制度の円滑な運営に向け、調査研究を行う  
と共に、介護保険サービスの質を高める。

玖珠郡介護保険サービス連絡会議構成メンバー  
九重町役場、玖珠町役場及び両町の社協、介護サービス事業所、  
地域包括支援センター

# 受領委任払登録事業者数

- R3年度 九重町 15件 玖珠町 25件
- R4年度 九重町 15件 玖珠町 25件
- R5年度 九重町 14件 玖珠町 24件
- R6年度 九重町 16件 玖珠町 23件
- R7年度 九重町 14件 玖珠町 22件

# 償還払、受領委任払の件数

- R 2 償還払 4 件 受領委任払 1 5 件
- R 3 償還払 2 件 受領委任払 2 7 件
- R 4 償還払 7 件 受領委任払 1 6 件
- R 5 償還払 4 件 受領委任払 1 6 件
- R 6 償還払 1 2 件 受領委任払 1 3 件

# リハビリ専門職による住宅改修事前点検

# リハビリ専門職による住宅改修事前点検

住宅改修の事前確認について、対象家屋に訪問する。そこでリハビリ専門職にも同行してもらい、利用者の身体状況の点検から住宅改修の必要性について、確認・調整を行う。

実績（R3年度より実施）

R3年度 24件

R4年度 22件

R5年度 19件

R6年度 23件

# 事例 1

88歳・要支援2・女性・独居。脳梗塞後遺症により右麻痺不全あり。右足は引きずりながら杖ついて歩くため、躓きやすい。立ち上がりも柱等を支えが必要な状態。介護サービスは週2回通所リハビリ利用。

申請改修箇所：手すりの設置（居間、廊下、トイレ、台所）

## 【リハビリ専門職からの助言】

- 台所の手すりは必要性が確認できなかったため、改修対象から外す。
- 本人は面倒だと話すが、右足には補装具をつけた方が移動の助けにもなるためよい。
- 手すり設置後、居間での安全な立ち上がりや座り動作については、リハ職から教えてもらうとよい。

## 事例 2

72歳・要支援1・女性・独居。慢性関節リウマチにより両手足にこわばり。歩行状態はゆっくりすり足で何かに伝えながら移動。介護保険サービス利用なし。

申請改修箇所：手すりのとりつけ（玄関、居間）

### 【リハビリ専門職からの助言】

- 台所側にも段差に沿って手すりを設置することが望ましい。家屋の構造的に改修が難しそうではあるが、業者等と検討するようにすすめる。
- 身体機能の維持のためにリハビリの必要性が高い。ケアマネージャーへ今後もすすめるように助言。

## 事例 3

98歳・要支援2・女性・娘と二人暮らし。両変形性膝関節症、頸椎椎間板ヘルニア等の既往あり。室内は杖や伝い歩き、屋外はシルバーカー利用。デイケア週2回利用中。

申請改修箇所：引き戸への変更（トイレ、浴室）

手すりのとりつけ（浴室、トイレ、廊下）

### 【リハビリ専門職からの助言】

- 廊下への手すり設置を検討していたが、手すりを伝うより、歩行器の方が安定した移動ができる可能性が高いため歩行器移動を提案し、利用しているデイケアとも協議した結果、歩行器を利用することになったため、手すりの設置の必要性がなくなり、設置をしないことになった。

## 事例 4

81歳・要介護2・男性・妻と二人暮らし。パーキンソンニズムや腰部脊柱管狭窄症術後の腰痛により立ち上がりや歩行動作等に支障あり。通所リハビリテーション週1回利用中。

申請改修箇所：手すりのとりつけ（廊下、トイレ）

### 【リハビリ専門職からの助言】

- トイレ内の手すりの高さが廊下に比べ高かったため、廊下と同じく移動手段についての手すりならば、同じ位置の高さが適切だと助言
- 処方されている薬が多く、服薬調整により夜間の排尿回数の改善ができるか薬剤師への相談、機能訓練の回数増加の必要性についてケアマネージャーへ助言あり。

ご清聴ありがとうございました

